

東ドイツ崩壊の原因についての一考察

——戦後ドイツにおける「難民」問題と関わらせて——

加 藤 浩 平

序

1989年11月9日の「ベルリンの壁」の開放は、事実上、DDR（東ドイツ）の崩壊を意味した。東ドイツの崩壊は、一連の東欧国家の変革の一環であるとはいえ、その過程は最も劇的であった。中国政府による天安門事件への対処を絶賛していた東欧の最強硬派の東ドイツが、自国の市民・大衆の民主化デモをなぜ弾圧できなかったのか。あふれかえる情報にもかかわらず、東ドイツの崩壊の謎は解明されたとは言い難いのではないだろうか。現象面からみて明らかなことは、祖国を棄てて西ドイツへの脱出を求めた東ドイツの群衆のとめどのない流出が東ドイツ崩壊の引き金を引いたことである。

旧ドイツ帝国の東部領土からの「国外追放者」(Vertriebene) および「ソ連占領地域」からの「引揚者」(Flüchtlinge) をいかに処遇するかという重い負担を戦後西ドイツは背負わされた。この両者をいま「難民」と呼ぶならば、西ドイツは戦後10年を経た時点で、新生児も含め1173万7千人のドイツ人「難民」を受け入れたのであり、これは当時の西ドイツの全人口の22.8%に当たった¹⁾。ボン政府は国是としてこのドイツ人「難民」を庇護し、自国に定住・統合させる方策をとってきた²⁾。「難民」の「負担調整」(Lastenausgleich)、雇用問題さらに住宅不足が戦後西ドイツの経済復興の重しとなる一方、その労働力の西の経済への急速な統合が、「奇跡の経済復興」の一端を支えたとする、H. C. ウォーリックの評価もある³⁾。当初ボン

政府は内政対策上、オーダー・ナイセ以東（ズデーテン併合を決めたミュンヘン協定以前の1937年末時点の旧ドイツ帝国領土）をドイツ固有の領土であるとする綱領を掲げ、「難民」の「故郷へ戻る権利」（Heimatsrecht）を建前上、放棄出来なかった。まして「ソ連占領地域」の「バンコウ政府」を承認せず、これを認める外国とは国交を断絶（「ハルシュタイン・ドクトリン」）していた。このことが国際関係上、ドイツ統一の可能性を排除していたことは否定できない。

隣接する兄弟国に国民が常に逃亡する可能性のあったことが、東ドイツの社会主義体制に、他の東欧諸国とは異なる危機的状況を突き付けていたことは間違いないであろう。逃亡を企てる者は多くの場合、自意識が高く、向上心の強い、中間層、技能労働者、インテリであり、その意味で国の基幹労働力になりうる階層であったのだから、その喪失は東ドイツ社会に大いなる痛手となったことは容易に想像できる。しかも西ドイツの「基本法」は「引揚者」に西の市民権を保証すること（第116条第1項）によって、この逃亡を促進する役割を果たした。ハンガリーの対オーストリア国境の開放（1989年5月2日）がこの危機を頂点に導く端緒を開いたことは偶然ではない。ドレスデンの抗議デモ、ライプツヒの月曜デモを始めとする市民・大衆の民主化を求める運動が「社会主義統一党」（SED）の独裁政治を転覆させた事実を高く評価し、「下からの市民革命」として「東ドイツ革命」を捉える見方もあろうが、1953年6月の「ベルリン蜂起」以降、ポーランド（1980年）、ハンガリー（1956年）、チェコ（1968年）の市民・大衆の抵抗運動とは比べようもなく、体制順応性を強めていた東ドイツの市民・大衆が一夜にして戦闘的な反体制派に転じたと見るのはいかにも不可解ではなからうか。民主化の要求（Wir sind das Volk）が統一の要求（Wir sind ein Volk）に転化した過程が理解しにくいように、東ドイツの市民・大衆が明確な要求を掲げてデモに参加したと果たして見るのであろうか。

東ドイツの市民・大衆がドイツ統一を求めたのは明らかに経済的欲求から

であるが、東ドイツの崩壊の原因を解明しようとする場合、これについての一連の社会学的試みが注目される⁴⁾。ここから得られる様々な示唆は筆者にとって上記の問題提起に一端の解決を与えてくれるように思われる。本稿は東ドイツの崩壊過程を検討し、その原因を解明することを直接の目的としている。無論その原因にはさまざまな要因が考えられ、しかもそれらが相互に関連しあっていることは間違いない。筆者は目下、戦後西ドイツにおける「難民」の経済的諸問題に取り組んでいる。本稿はそうした「難民」問題に注目して東ドイツの崩壊過程を説明しようとするものである⁵⁾。

1) *Staatslexikon (Recht Wirtschaft Gesellschaft)*, 1959 (6. Aufl.), Bd. 3, Freiburg, S. 359.

2) 「難民」問題に関する文献としては、「故郷」追放時の体験レポートをドキュメンタリーとして収集した Bundesministerium für Vertriebene, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigte (Hrsg), *Dokumentation der Vertreibung der Deutschen aus Ost-und Mitteleuropa*. Bearb. v. Theodor Schieder, 6 Bde., 1953 bis 1961, および「難民」の西ドイツでの定着、統合過程を分析した Eugen Lemberg, Friedrich Edding (Hrsg), *Die Vertriebenen in Westdeutschland, Ihre Eingliederung und ihre Einfluss auf Gesellschaft, Wirtschaft, Politik und Geistesleben*, Kiel 1959, 3 Bde.の二つが重要である。

「難民」問題に関する研究がいかに膨大であるかは、E.レンベルク等の上記著作に付された63ページに渡る巻末文献リストを見ればわかるだろう。ちなみに上記著作の編集者の多くは自身が「難民」である。さらに、米占領軍による報告 Technical Assistance Commission on the Integration of the Refugees in the German Republic. *The Integration of the Refugees into German Life (Sonnen-Bericht)* Bonn 1951 も貴重である。オーダー・ナイセ以来、ズデーテン等の地域でのドイツ人の過去の根付きを立証したり、「故郷」の著名人を紹介する文献の作成自体が「難民」対策(文化、宣伝政策)になっていたことを知るべきである。従って、ドイツ人による「難民」問題研究においてはイデオロギー上のバイアスに注意する必要がある。その意味で以下の外国人による研究も参照されるべきである。Hans W. Schoenberg, *Germans from the east. A study of their migration, resettlement, and subsequent group history since 1945*, Hague 1970.

- 3) Henry C. Wallich, *Triebkräfte des deutschen Wiederaufstiegs*, Frankfurt a. M. 1955, S. 264. また Alfred Grosser, *Geschichte Deutschlands seit 1945. Ein Bilanz*, München 1974, S. 270ff. をも参照。ドイツ人「難民」の戦後ドイツにおける経済的統合についての最も包括的な分析は、上記〔注2〕E. レンベルク等の著作の第2巻である。
- 4) Detlef Pollack, *Das Ende einer Organisationsgesellschaft*, in: *Zeitschrift für Soziologie*, Jg. 19, Aug. 1990 および本稿が主として依拠する、A. O. ハーシュマン (Albert O. Hirschman) の一連の著作が代表的である。ハーシュマンの著作については第1章、注1)に示す。
- 5) ドイツ人「難民」問題への関心は筆者の西ドイツにおける個人的体験に深く根差している。筆者が偶然逗留したヘッセン州の一集落のペンションには、食堂の一面の壁全体に西プロイセンの農村風景が描かれていた。(家の主人は同地域出身であった。) その隣人はシュレージェンからの「被追放民」であり、かの地で小学校の教師をしていたという。よく「故郷」の写真をみせて頂いた。その他にも筆者の接触した範囲内でかなりの「難民」(もちろん今は西ドイツ社会に統合されて平均以上の生活をしている)の存在に気付いて驚いた。ところでドイツ統一直後(1990年11月14日)に締結された統一ドイツとポーランドとの「善隣友好条約」により、「オーデル・ナイセ線」の国境が確定した。また1996年12月20日には、チェコとの間での和解交渉が仮調印され、最後まで残っていた戦後処理も解決される見通しとなった。これらの友好条約により1937年以前の彼らの「故郷」がドイツに返還される可能性は消滅する。彼らが内に沈殿させた遠い「故郷」への郷愁がドイツ社会に根なし草の脱力感を与えたとしても、それが風化してしまうのは時間の問題であろう。

第1章 A. O. ハーシュマンの問題提起

1 「退出」と「告発」の代替関係

A. O. ハーシュマンは『退出、告発、ロイヤリティ』(1970年)という著作において、企業、政府といった組織の顧客や構成員が組織に対して不満、異議をもつ場合、どのような行動様式の選択肢がありうるか、これらの行動

様式はその後の組織改善にどのように反作用するかについて、単純ではあるが、明快な仮説を提示した¹⁾。それは「退出」(Exit)と「告発」(Voice)の二つのオプションである。ある企業の製品の品質に不満を抱いた顧客及びその社員が、この企業に見切りをつけて、競合する他企業の満足度の高い製品を買うために、あるいはその生産に従事するために黙ってこの企業を立ち去るのが「退出」である。「退出」行動は顧客および社員にとってしごく容易な行動である。立ち去られた企業は、「退出」されたという事実のフィードバックを受けて間接的に自社の製品の品質改善に取り組むことになるだろう。別の選択肢は顧客ないし社員がこの企業に対し、その不満を声に出して抗議すること、つまり「告発」である。これはリスクの高い、従って勇気を要する行動であるが、この企業の製品改善への取り組みをより直接的に促すことになるだろう。ハーシュマンの研究はいかなる条件の下でこの二つの行動様式が生じるかを追求したものであるが、このモデルでは「退出」と「告発」は概して同時には起こらないものとして想定されている。簡単にできる「退出」が可能である状況下では、リスクの高い「告発」は鳴りを潜めてしまふことは容易に想像できる。「告発」は、不愉快な事態から逃避せず、これを少しでも変革しようとする（より上位の権威への訴え、世論の喚起、訴訟、あらゆる種類の異議申し立て）のであるから、「退出」による間接的なフィードバックをより直接的に代替することになるだろう。

このモデルは実に単純であるが、多くの経済、社会現象を説明できるとハーシュマンは主張する。例えば、株式は証券市場で簡単に売買されるため、株主が「告発」により経営改善に影響力を行使することは起こりにくい。離婚が容易であれば、不和に陥った夫婦はお互いの徹底した関係改善への努力を厭うかもしれない。また、F. J. ターナーの周知のテーゼによれば、合衆国において工業化の全盛期に過激な労働組合運動が見られなかった原因は、この時代に「西部に行く」可能性が残されていたという事実の中に求められる²⁾、等々である。ハーシュマンは更に、「退出」が、組織にとって最も手

強い「告発」の能力を潜在的に備えている人物を立ち去らせてしまう場合が多いのであって、その意味で「退出」は「告発」の芽を摘み取ってしまう可能性があることを指摘する³⁾。組織の墮落、腐敗は構成員の不満圧力を高めるが、この圧力が「退出」によって抜かれてしまえば、「告発」を誘発することはない（「水圧モデル」あるいは「シーソー・モデル」）というわけである。著名なこの研究においてハーシュマンは「退出」と「告発」の二つのオプションが相互に代替関係にあると想定していたのである。

2 モデルの東ドイツへの適用

ハーシュマンのこのモデルは、西ドイツの研究者にとっては東ドイツからの「引揚者」の動向と東ドイツ国内での反体制運動との関連をうまく説明する仮説として受け止められたようだ。このことはハーシュマンの著作のドイツ語訳タイトル（Abwanderung und Widerspruch）に良く示されているように思われる。また「ベルリンの壁」の崩壊の直後にハーシュマン・モデルの現代的意義を論じる記事が『フランクフルター・アルゲマイネ紙』（FAZ）に掲載されている⁴⁾。ここでは1989年11月9日の事態を説明するモデルとしてのハーシュマン仮説の整合性が問われた。この時点では、東ドイツからの大量の逃亡者（「退出」）の存在が、国内での市民・大衆デモ（「告発」）に火をつけ、変革の進展を加速したことは明らかであったから、「退出」と「告発」は代替関係ではなく、相互に補完関係にあったのである。D. ポラックも SED 政権は当初からソ連占領軍に保護されて国民の動向から超然として国家運営に当たっていたから、「引揚者」の増大が「退出」圧力として、システムの改善に結び付くフィード・バック効果を持たなかったこと、それどころか国境を閉鎖することにより「退出」も不可能としたのであるから、東ドイツの場合、まず「退出」を可能とすることが「告発」を可能とする根本的条件であったと主張して、ハーシュマン仮説を批判している⁵⁾。こういった批判を念頭に置きつつ、しかしなお筆者には、1949年（東ドイツ国家の成

立) 以来絶えてとどまることのなかった「引揚者」流出とこの社会の政治経済状況の転換とを説明するのに、ハーシュマンによる「退出」と「告発」の相互関連のフレーム・ワークは有効であるように思われる。というのも、1989年の東ドイツの崩壊にまで至る40年間の中で、局面に応じて「退出」と「告発」とが相互に代替的である場合と、補完的である場合を想定してみれば事態の推移をうまく説明できると思われるからである。(こうした修正は実はハーシュマン自らが行っている。)⁶⁾ではこのフレーム・ワークの下で、事態の推移はどのように解釈されるであろうか。

- 1) A. O. Hirschman, *Exit, Voice, and Loyalty. Responses to Decline in Firms, Organization, and States*, Cambridge/Mass. 1970. この著作のドイツ語訳は, *Abwanderung und Widerspruch. Reaktionen auf Leistungsabfall bei Unternehmungen, Organisationen und Staaten*, Tübingen 1974. なお三浦隆之訳「組織社会の論理構造—退出・告発・ロイヤルティー」ミネルヴァ書房, 1975年という邦訳もある。本稿での「退出」, 「告発」の用語はこの邦訳に準拠している。
- 2) Frederick Jackson Turner, *The Frontier in American History*, New York 1920.
- 3) A. O. Hirschman, *Exit and Voice. An Expanding Sphere of Influence*, in: A. O. Hirschman, *Rival Views of Market Society and Other Recent Essays*, New York 1986.
- 4) Henning Ritter, *Abwandern, Widersprechen. Zur aktuellen Bedeutung einer Theorie von A. O. Hirschman*, in: *FAZ.*, 15. 11. 1989.
- 5) D. Pollack, a. a. O., S. 295. 確かに「退出」を不可能にする政府の阻置は, 強硬な取締りと弾圧を意味するのであり, この状況下ではリスクの多い「告発」に踏み切るとは想像を絶する冒険行為であろう。従って, まず「退出」行動の成功が支配層に動揺を与え, その強固さをつき崩すことにより, そのことが次に「告発」行動をひき起こす前提になると考えることができよう。
- 6) A. O. Hirschman, *op. cit.* ハーシュマン自身によるこのフレーム・ワークの東ドイツ崩壊過程への適用については, 第2章注4)の文献を参照。

第2章 東ドイツ崩壊の歴史

第1表は、東ドイツから西ドイツへの「引揚者」(1961年、「ベルリンの壁」建設以後は「不法移住者」ということになる)、「ベルリンの壁」建設以後の「公認移住者」、および西ドイツ政府により身の代金を支払われて西ドイツに釈放された東ドイツの政治的被迫害者(「政治犯」)の人数の推移を示したものである。以下局面の転換する3つの時期に便宜上区分して、「退出」と「告発」の相互関連を検討してみよう。(第3局面は1989年の動乱期とし、第3章で取り扱うことにする。)

1 1949年から1961年8月13日(「ベルリンの壁」建設)まで

1950年代を通じ毎年20万人前後の「引揚者」が東ドイツを立ち去った。大量逃亡が集中した第3局面を除けば、この時期は最も多くの市民・大衆が東ドイツから「退出」した時期であり、このほぼ10年間の総計は約300万人にのぼる。ではどのような人々が西ドイツに逃亡したのであろうか。

『社会科学辞典』(HWSW)は次のように記している。「この逃亡は、良心の呵責に耐えられなかったり、心身の危険を感じたり、経済生活の糧を奪われたり、あるいは物心両面での生存条件の迫り来る圧迫への不安から中部ドイツ(東ドイツのこと―筆者)にとどまることにもはや責任が持てなくなった人々の個人のレベルでの決断により生じた。」¹⁾ まず年齢構成から見れば、25歳以下の若者が「引揚者」総数に占める比重は50%前後(この年齢階層が西ドイツで占める比重は37.7%)、65歳を越える高齢者は6.9%(同上、10.4%)、職業従事者は60.5%(同上、48.3%)であった²⁾。つまり「引揚者」は基幹労働力になりうる青年、中年層に集中していることがわかる。職業構成としては、真っ先に「引き揚げ」てきたのが大土地所有者、工業経営者、職業軍人といった社会主義体制下で弾劾を受けた人々であった。これに

第1表 東ドイツからの「引揚者」・移住者等の人数 (1949～1989年)

年次	「引揚者」	公認 移住者	政治的 被迫害者	総数	年次	「引揚者」	公認 移住者	政治的 被迫害者	総数
1949	129,245	—	—	129,245	1970	5,047	12,472	900	17,519
1950	197,788	—	—	197,788	1971	5,843	11,565	1,400	17,408
1951	165,648	—	—	165,648	1972	5,537	11,627	730	17,164
1952	182,393	—	—	182,393	1973	6,522	8,667	630	15,189
1953	331,396	—	—	331,396	1974	5,324	7,928	1,100	13,252
1954	184,198	—	—	184,198	1975	6,011	10,274	1,150	16,285
1955	252,870	—	—	252,870	1976	5,110	10,058	1,490	15,168
1956	279,189	—	—	279,189	1977	4,037	8,041	1,470	12,078
1957	261,622	—	—	261,622	1978	3,846	8,271	1,480	12,117
1958	204,092	—	—	204,092	1979	3,512	9,003	900	12,515
1959	143,917	—	—	143,917	1980	3,988	8,775	1,010	12,763
1960	199,188	—	—	199,188	1981	4,340	11,093	1,584	15,433
1961	207,026	—	—	207,026	1982	4,095	9,113	1,491	13,208
1962	16,741	4,624	—	21,365	1983	3,614	7,729	1,105	11,343
1963	12,967	29,665	8	42,632	1984	3,651	37,323	2,236	40,974
1964	11,864	30,012	880	41,876	1985	3,484	21,428	2,676	24,912
1965	11,886	17,666	1,160	29,552	1986	4,660	21,518	1,536	26,178
1966	8,456	15,675	400	24,131	1987	6,252	12,706	1,247	18,958
1967	6,385	13,188	550	19,573	1988	9,718	27,939	1,083	39,832
1968	4,902	11,134	700	16,036	1989	—	—	—	343,854
1969	5,273	11,702	850	16,975					

Quelle: Ostdeutschland und die deutschen Siedlungsgebiete in Ost- und Südosteuropa in Karte, Bild und Wort, bearb. von F. Dörr und W. Kerl, S. 51; A. O. Hirschmann, A Propensity to Self-Subversion, Cambridge et. al. 1995, p. 16-17. 総数が合計値に合わない場合があるが典拠の数字のままにしておいた。

続いて、法律家、小学校教師、更に、技術者、高等学校教師、医者、歯科医、薬剤師が続き、最後に逃亡したのが農民、中間職人層であった³⁾。つまり東ドイツ側からみればプロレタリアに属さない職業階層を排除することにより、結果的に東ドイツ社会は「ボルシェビズム化」を徹底させることになったのである。

こうした人々のために、「退出」への道が開かれていただけではなく、以下のような法令により、「退出」が容易にされたことが注目される。まず英、米占領地区を対象に1947年7月24日に発令された「個人の帰還者の取り扱いに関する指針」(Richtlinien für die Behandlung von Einzelgänger), および英米統合占領地区に属する諸州を対象にして1949年7月11日に発令された「ウエルツェン協定」(Uelzener EntschlieÙung)により、州の受入許可を取得していない「引揚者」であってもギーセン(米占領地域)とウエルツェン(英占領地域)の「難民」キャンプに収容され、調査の結果滞在許可がおりれば各州に受け入れられることになった。1950年8月22日には、西ベルリンを除く西ドイツの全土に対して「緊急受入法」(Notaufnahmengesetz)が発令され、心身の危険への脅威等の原因により東ドイツから「引き揚げた」人々には滞在許可の交付を拒むことができなくなった。(1952年2月8日以降はこの法律は西ベルリンに対しても効力を有することになった。)⁴⁾「緊急受入法」は1953年5月19日に改正され、その効力が適用される「引揚者」の範囲が拡大されている。但し、単に経済的困窮を原因とする「難民」に対してはこの法律は適用されなかった。

東ドイツ政府は当初この「足による投票」を黙殺した。「階級の敵」である「ブルジョア」の逃亡は政府にとって歓迎すべき事態でさえあった。かくして第1表に見られる通り、とうとうとした「引揚者」の流出が起こった。組織への不満を抱くその構成員は、黙って「退出」というたやすい抗議行動を選択したのである。もっとも「告発」の行動様式が見られなかったわけではない。1953年6月16、17日のベルリンの労働者蜂起がその代表的なも

のである。しかしこの「告発」がソ連軍により鎮圧されるや、多くの市民、大衆は自らの異議申し立てが東ドイツ社会の自己改革につながらないことを察して、「退出」の道を選んだのである。「退出」のピークは見られる通り1953年である。要するに、この時期を通じて最も明白な形でハーシュマンのいわゆる「退出」と「告発」の間での単純な「水圧モデル」が働いていたと見ることができるだろう。つまり、外部の競争組織への「退出」が容易に可能である限り、自己の所属する組織への「告発」は起こり得なかったか、起こったとしても一旦弾圧されれば、再び「退出」の道を選択してしまったという解釈が成り立つであろう。

2 1961年から1988年まで

「引揚者」のとめどない流出のために第2表に見るように、東ドイツの人口は、出生超過にもかかわらず漸減傾向を示した。しかも上に見たように、高い技術力をもった潜在的な基幹労働力が流出していたから、東ドイツ政府はこの「共和国逃亡」(Republikflucht)を阻止せざるをえない立場に追込まれた。まず1957年12月11日には刑法の付帯法規の追加と旅券法変更によって、国の許可なくして国外に出た者に対し、最高3年の懲役を課すことにした。(この法律は同年12月19日には、東ベルリンの市民に対しても適用されることになった。但し、東ベルリン市民の西ベルリンへの通行はまだ自由であった。)最終的には1961年8月13日の「ベルリンの壁」建設により東ドイツ政府は市民・大衆の国外への流出阻止に乗り出した。これ以降公式統計では、東ドイツの政府の許可を得て西ドイツに移った「移住者」(Übersiedler)―これは既に西ドイツに「引き揚げて」いた子供家族に合流するための高齢者のケースが多かった―と境界監視の厳しいコントロールをいかくぐって不法に西ドイツへ逃亡する「引揚者」に二分されることになる。第1表に見るように、「ベルリンの壁」建設以降、「引揚者」数は激減し、1970年代から80年代初頭にかけてその最も低い水準に押し下げられた。1984年には一転し

第2表 東ドイツの人口（年次末の数値、1000人）

1949年	18,793	1970年	17,068
1950	18,360	1971	17,054
1951	18,350	1972	17,011
1952	18,300	1973	16,951
1953	18,112	1974	16,891
1954	18,002	1975	16,820
1955	17,832	1976	16,767
1956	17,604	1977	16,758
1957	17,411	1978	16,751
1958	17,312	1979	16,740
1959	17,286	1980	16,740
1960	17,188	1981	16,706
1961	17,079	1982	16,706
1962	17,136	1983	16,709
1963	17,181	1984	16,671
1964	17,004	1985	16,655
1965	17,040	1986	16,640
1966	17,071	1987	16,661
1967	17,090	1988	16,675
1968	17,087	1989	16,434
1969	17,075		

Quelle: Statistisches Jahrbuch, Der Deutschen Demokratischen Republik 18, 35 Jahrgang

て増加に転じているが、この異変は西ドイツへの「移住」を申請した若者に対して、東ドイツ政府がその認可を大幅に許容したためである。（これは同年に予定されていたホーネッカーの初の西ドイツ公式訪問と関係があるかもしれない。）しかしこれは一時的措置に過ぎなかった。

しかし注目すべき事実は、「退出」が困難にされたとはいえ、その傾向にストップがかからなかったことである。「ベルリンの壁」建設以降、年間の流出数はそれ以前の1割以下に落ち込んだとはいえ、少なくとも仲間が「退出」に成功している以上、潜在的な「退出」者はその実現に希望を抱くこと

ができたであろう。さらに東の市民・大衆は西のテレビ放送を見ることができたのであり、これにより空間的な移動は不可能であっても、意識のレベルで「退出」を体験することになった。こうして1961年8月13日以降も、「退出」の道は開かれていた（それは幻想であったかもしれない）のであって、これが間接的にフィード・バックされて、まさにこの時期にチェコやポーランドで反体制運動（「告発」）が展開されていたにもかかわらず、東ドイツではこうした「告発」を抑え込むことになったと考えることができるかもしれない⁴⁾。

東ドイツでの反体制運動の不発を説明するには以上の事情に加えて、他の東欧諸国との比較の観点からみて「告発」を直接的に抑制していた、この国に固有の別の状況を指摘することもできる。それは、東ドイツにはポーランドのカトリック教会のような権力から独立した市民の抵抗拠点がなかったこと（プロテスタント教会が市民・大衆のデモ行動に少なからぬ役割を果たしたのは1989年になってのことである）。さらにナチの忌まわしい過去を払拭するために、その反動として、ナチ世界観と正反対のイデオロギー（反ファシズムとしての社会主義）への信奉が根強かったこと、そして東欧共産圏の最前線に位置して、西の資本主義との競争を常に意識せねばならなかったこと、こうした事情である。

国内の不満分子に対し外部への「退出」の道を常に開けておけば、国内での「告発」を間接的に抑え込むことができるというメカニズムは、当の東ドイツ政府にも意識されていたのではないだろうか。その証拠に、東ドイツ政府は、「ベルリンの壁」建設によって「退出」の道を閉ざしてしまった以降にも、「退出路」を意図的に操作し、不満分子を西ドイツに送り出すことによって、「告発」の芽を事前に摘み取ってしまおうと試みた。それは特定の人物を故意に西に「解放」することであり、それは国際世論の圧力をかわすことにもなった。その代表的事例は、人気の高い反体制詩人であり、シャンソン歌手でもあったW. ビアマン（Wolf Biermann）の市民権の剥奪（1976

年11月16日)であろう。(しかしこの事件に対しては、ビアマンへの同調者によって、稀な事態ではあるが、東ドイツの国内で処分の取り消しを求める抗議活動が展開された。)ビアマンを始めとしてホーネッカー政権下では多くの著名な作家、俳優、作曲家が西側に「排出」(abschieben)された⁵⁾。また政治的被迫害者として東ドイツの監獄に収容されていた「政治犯」が身の代金と引き換えに西ドイツ政府に引き取られた。第1表に見られるようにこの「政治犯」の釈放は、1980年代の中頃にピークに達している。⁶⁾身の代金は一人当たり、平均9万ないし10万マルクが要求されたといわれる⁶⁾ [この交渉で常に暗躍したのが、東の弁護士のW. フォーゲル(Wolfgang Fogel)である]⁷⁾。これは西側のハード・カレンシーを欲する東ドイツ政府にとり悪くない取引であった。東ドイツのこうした対症療法は国内の政権基盤を一時的に強化することになったことは間違いない。しかも西側に送り出された反体制の芸術家や「政治犯」はそこでの既存の政治集団に組み込まれてしまい、彼らが一致結束して外部から東ドイツの体制変革を要求するという脅威は生じなかったのである。しかし、1989年の市民・大衆の改革を求める動乱により東欧諸国がおしなべて体制崩壊の危機に直面したとき、ポーランド、チェコ、ハンガリーでは、既存の支配グループの中から、ナショナリズムからリベラリズムにいたる様々な民主的政治勢力が結集され、複数政党制に移行したのに対し、東ドイツでは後にみるように、支配グループの中にそうした自己変革の能力のある勢力が存在しないことが暴露された。東ドイツでの自己変革を求める「告発」はせいぜい、改革志向型の狭い範囲の共産主義者の中から出たのであって、それも現状の社会主義は「真のマルクシズム」ではないといった程度の批判に過ぎなかった。反体制分子を国外に「排出」することで東ドイツは国内統治の安定を確保するのに成功したが、このことは同時に国内の有能な潜在的な政治勢力を枯渇させてしまっていた⁸⁾。

1) *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Tübingen 1961, Bd. 3, S. 767.

- 2) Ebenda, S. 768.
- 3) Ebenda.
- 4) A. O. Hirschman, Exit, Voice, and the Fate of the German Democratic Republic, in: A. O. Hirschman, *A Propensity to Self-Subversion*, Cambridge/Mass./London 1995, p. 20.
- 5) 作家のJ. ベッカー (Jurek Becker), E. レスト (Erich Loest), S. キルシュ (Sarah Kirsch) およびM. マロン (Monika Maron), 俳優のM. クルグ (Manfred Krug), 作曲家のT. メデック (Thilo Medek) が挙げられる。A. O. Hirschman, *op. cit.*, p. 23.
- 6) David Marsh, *The Germans. A People at the Crossroads*, New York 1990, p. 322 (D. マーシュ, 高野孟訳『新しいドイツ』共同通信社, 1991年, 403頁)。
- 7) この間の事情については, *ibid.*, p. 322~325 (同上邦訳403~407頁) を参照。さらに, Die Zeit, Nr. 31, 32, 33 (1993) にW. フォーゲルについての特集記事が掲載されているがこれをも参照。
- 8) D. マーシュは女性「政治犯」S. ルートウィッヒ (Sibire Ludwig) の言葉を引用している。「反対派の人たちは, 本当は国に残っていなければならないのです。そうでないと自体は何も変わっていかないんです。」そして次のように結論づけている。「西ドイツへ身請けされた反対派が膨大な数にのぼることをみれば, 89年秋にホーネッカーが失脚したあと, なぜ新政権をになう野党の中に, だれ一人名前の知れた人がいなかったのかの理由がわかるだろう。」D. Marsh, *op. cit.*, p. 324 (邦訳406頁)。

第3章 1989年の東ドイツの動乱

1989年の東ドイツにおいては, まずハンガリーの対オーストリア国境開放により, 多数の市民・大衆が国外に脱出を始め, 同時に, 国内にとどまった一般大衆が度重なる抗議デモを展開し, これを弾圧することができずに遂に政府が「ベルリンの壁」の閉鎖を解く事態に迫込まれた。つまり, 「退出」と「告発」が同時に生じた, あるいは「退出」が「告発」を誘発する事態が生じたことは明らかである。これまで「退出」の可能性が「告発」を抑制す

第3表 東ドイツから西ドイツへの逃亡者

1989年	January	4,627人
	February	5,008
	March	5,671
	April	5,887
	May	10,642
	June	12,428
	July	11,707
	August	20,955
	September	33,255
	October	57,024
	November	133,429
	December	43,221
年間総数		343,854人

Source: A. O. Hirschmann, *op. cit.*, p. 27.

るメカニズムが機能していた東ドイツにおいて、突如として「退出」が「告発」を誘発させるに至ったのはなぜなのか。

1961年8月13日の「ベルリンの壁」建設を境に、国外逃亡の道（「退出」）が厳しく制限されたが、これにより通常予想される国内の抗議活動（「告発」）の高まりは生じなかった（ビアマン追放に対する東ドイツ知識人の反発は数少ない事例）。これには東ドイツ政府による西ドイツとの「政治犯」釈放の取り引きが影響していることは上に述べた。しかし、「ベルリンの壁」は、政府の断固とした反体制活動取り締まりの姿勢を国の威信をかけて内外に示したのであって、そのため「退出」が閉ざされたからといって国内での「告発」行動に出ることに並々ならぬ勇気が必要であったはずである。その意味では政府は「退出」と「告発」の双方を同時に抑え込むことに成功したといえる。1989年にはこの裏返しの事態が起こった。まず1989年に起こったことを列挙してみよう¹⁾。

1 国外脱出から事態は始まった。既に1988年から流出の増大が始まってい

る（第1表）が、1989年の5月になって国外脱出が急増した（第3表参照）。5月2日にハンガリーが対オーストリア国境に張られていた有刺鉄線を撤去した（ハンガリー政府がこの措置をとったのは、ハンガリーが加盟を申請していたIMFから、加盟承認の条件として人権の尊重への配慮を要求されていたからである）。これにより、観光ビザでハンガリーに入国すれば、ハンガリーの国境警備兵に拘束されない限りオーストリアへ脱出でき、最終的に西ドイツへ到達することができるようになった。こうしてブタペスト、プラハ、ワルシャワ、東ベルリンにある西ドイツ大使館へ人々が殺到し、これを占拠する事態となった。8月19日にはハンガリーで開催された「汎ヨーロッパ同盟」の集会に参加した600名を越える東ドイツ市民がオーストリアに脱出した。8月24日にはブタペストの大使館を占拠していた人々が赤十字の助けによりウィーンに搬送された。東ドイツ政府はこの措置を「1回限りの措置」（ganz einmalige Maßnahme）と宣言したが、東ドイツ市民は、リスクを犯して既成事実をつくってしまえば事態はもとに戻せない、と受け止めるようになった。そしていつまたハンガリー政府が国境を閉ざしてしまうかも知れないという恐怖からできるだけ早急に西側に出たいと考えた。

2 9月10日にハンガリー政府はあらゆる東ドイツ市民に対し、ハンガリーからオーストリアへの通行を公式に許可する。大使館占拠が逼迫の度を増すに及んで、東ドイツ建国40周年記念式典を無事挙行したい東ドイツ政府は緊急避難措置として、大使館を占拠している亡命希望者を鉄道列車で西ドイツに搬送する決定を下し、ゲンシャー西ドイツ外相との交渉でこれに合意する。その際、東ドイツ政府の顔を立てるために、列車は東ドイツ国内を通過すること（つまり、建前上、東ドイツがこれらの人々を国外退去に処する形をとること）とされた。10月の1日から5日にかけておよそ1万4千人の「国外渡航者」（Ausreiser）が封印列車に乗せられて、プラハとワルシャワから西ドイツに向けて搬送される。

3 東ドイツの政治局（Politburo）は当初、大量の国外脱出が始まって、

無言の対応に終始した。ホーネッカーは病床にあった。8月半ば、彼は病気の身で、「牛でもロバでも社会主義の歩みを止めることはできない」と公言し、「祖国を棄てる国民に対して涙はいらない」と叫んだ。政治局が何の対応もとらないために、多くの同胞の国外脱出に感化されて、国内に残った者の間でも緊張が一挙に高まった。ライプチッヒのニコライ教会の月曜デモが国内で変革を求める運動の拠点となった²⁾。5月7日の地方選挙に不正の疑いがかけられたことが契機となって、ニコライ教会の月曜の祈とう集会は政府への抗議集会に転換していく。抗議集会への参加者は公然と「われわれは出ていきたい」(Wir wollen raus)と叫び、事実この中から、多くの人々が国外に脱出していった。この6月にホーネッカー政権は天安門事件を弾圧した中国を断固指示する方針を打ち出しておきながら、自国民の大量国外脱出にはただ手をこまねいて傍観せざるをえなかった。このことは東ドイツという国の威信の失墜を招いた。9月11日のライプチッヒのニコライ教会での平和祈とう集会(参加者はまだせいぜい1200人程度であった)において、国外脱出を求めるこれまでのスローガンに対抗して、「われわれはここに残る」(Wir bleiben hier)という叫びが初めてあがった。

4 大使館占拠者を封印列車で西ドイツに搬送する一方、政府は10月3日、ビザなしでのチェコへの通行を突如許可しない旨決定する。その結果ドレスデン市内に亡命希望者が出国できずに立ち往生してしまう。(ドレスデンには亡命希望者が殺到していた。それはこの都市がビザなしで入国できたチェコへの玄関口であり、ハンガリー、西ドイツへの脱出路にあたっていたからである。)10月4日、大使館占拠者の封印列車がドレスデンを通過するとの情報が流れ、これに乗車するために5日の夜にドレスデン駅構内に亡命希望者が押しかけ、警官隊との間で騒乱が引き起こされた。この事件に端を発したドレスデンのデモ行動においても、「われわれは出ていきたい」と「われわれはここに残る」との二つの対抗スローガンが示された。これは連日1万人を越す大規模のデモとなったが、短期間に群衆の中から団交団(「20人委

員会」)が組織され、政府との大規模な衝突は回避された。

5 ライプチヒ、ドレスデンでの抗議デモに遅れて東ベルリンにおいても、40周年記念式典の終わった10月7日に、数百人の若者がアレキサンダー・プラッツに集結し、「われわれはここに残る」、「ゴルバチョフがわれらを助けてくれる」と叫んだ。

6 10月9日のライプチヒの月曜デモが「運命の日」(Schicksalstag)となった。既にその前の月曜には1万5千人がデモに参加しており、SEDの地区幹部はホーネッカーの命令により、「反革命に対する攻勢」を決定していた。流血の惨事が予想され、病院でも負傷した市民のために臨戦体制がとられた。異常な緊張感の中で、夕刻5時に、ニコライ教会を始め市内の4つの教会で平和の祈りが始まった。聖職者は最悪の事態を恐れて、祈とう後速やかに帰宅するよう要請したが、祈とうが終わると、かつてない規模の市民(7万人)がデモ行進を行った。「われわれこそ国民だ」、「暴力反対」、「抗議と反抗はちがう」といったプラカードを掲げてデモが行われた。治安当局は結局デモを取り締まることができなかった。6時30分に警察部隊には退去命令が出されていたのである。政府はこれにより決定的に面目を失った。

7 その後事態の進展は急であった。10月半ばにはチェコへのビザなし通行の禁止が解除され、国外脱出は続く。10月18日、ホーネッカーがクレンツを中心としたSED中央委員会により解任される。11月4日には50万人を越える未曾有の群衆デモが東ベルリンで起きる。東ドイツの市民が要求したのは自由選挙の実施と旅行の自由であった。旅行の自由は、5日後にブランデンブルグ門(「ベルリンの壁」)の国境警備の任が解かれることによって実現した。自由選挙は1990年3月18日に実施され、SEDは壊滅的打撃を受けた。

ここに見る過程は明らかに、「退出」(1～2)が「告発」(3～7)と相まって組織の決定的変革に至らしめたもののように見える。「われわれは出ていく」というスローガンと「われわれはここにとどまる」というスローガンの同時発生はこのことを象徴的に示すだろう。国民の大量の国外脱出を政

府が阻止することができないことが明白になると、国の威信が失墜したのは間違いない。このことは同時に、内部の反体制活動を取り締まる国家の意志と能力を疑問視するようになった人々を増大させたであろう。ハーシュマンは、これまで不可能と思われていた「退出」の可能性が突如開けた場合、このことが構成員を勇気づけ、彼らが自分の能力に新たな自信を抱くようになって、組織内の「告発」に立ち向かったケースとして、1989年の東ドイツの動乱を捉えている³⁾。しかし戦後40年の東ドイツ社会において、突如として「退出」と「告発」が同時に生じることがどうして可能とされたのであろうか。

「退出」をするかしないかは本来、個人の決断に係ることである。しかも「退出」は通常、他人に悟られないように「無言」で行われる。個人の行動であるから、同じ目的を有する者であっても他人の成果に「ただ乗り」することは当然不可能である。これに対し「告発」は、本来集団的行動である。陳情、デモといった集団的行動には「ただ乗り」されてしまう可能性があるが、この「ただ乗り」は効果の点で場合によってはプラスの要因に転化しうる。「退出」と「告発」とは、原理的にもこのように非常に異なる枠組みの中で生じる行為であるはずだから、その同時発生はなおさら奇妙のこのように思える。この奇妙なことがなぜ生じたか。

- 1) 多数の報道記事の中でも以下の文献が役に立つ。『世界』岩波書店、1990年4月臨時増刊（東欧革命—何が起きたのか）、笹本駿二『ベルリンの壁崩れる—移りゆくヨーロッパ—』岩波新書、1990年および三浦元博、山崎博康『東欧革命—権力の内側で何が起きたか—』岩波新書、1992年。
- 2) ライプツヒのニコライ教会では、1980年代初頭から月曜日に平和祈とうのための集会が始まっていた。1988年にはこの集会が既に、国外移住を求める人々の集結点となった。またこのライプツヒでは1989年1月15日に、K.リープクネヒトとR.ルクセンブルグ虐殺70周年を期して、「自由とは、考える異なる人のための自由だ」（ローザの言葉）という横断幕を掲げて「沈黙行進」が敢行され、150名が警察に拘束された。木戸蒨『激動の東欧史、戦

後政権崩壊の背景」中央公論社、1990年、185～6頁を参照。

3) A. O. Hirschman, *op.cit.*, p. 26.

第4章 東ドイツの崩壊の解釈をめぐって

ハーシュマンはまず、黙々と祖国を棄てていく同胞人の列に驚がくした一部の知識人が、これに対し一片の憂いも見せない政府の対応に落胆し、内部での批判の声をあげた点に注目する¹⁾。1984年の多くの若者の西ドイツへの移住はまさに「沈黙したままの退出」であり、その「声の無さ」(Sprachlosigkeit)が、心あるプロテスタント牧師の嘆きをかったという。同じことが、1989年にハンガリーやチェコに脱出する大量の若者に見られた時、国家の悲劇的結末を直感した作家たちは激しく動揺したという。その内の一人、C. ヴォルフ (Christa Wolf) は次ぎのように述べた。「ここ数日、人々と意見を交換しつつ、わたしは、わたし自信も含めて、われわれがこうした若者のことをほんとうに理解しているだろうか、という問いに出くわした。彼らはなぜそうやすやすと出ていくのか。その幾人かはなぜかくも言葉を発しないのか。なぜ彼らは、ここで望まないこと、あちらで求めていることを声に出してはっきり言うことを難しいと感じるのか。」そしてこの事態に政府が「一滴の涙も流さない」態度をとったことに激しい憤りを感じて、「ごまかしがなされてはならない。『出ていく者に一滴の涙も流さない』などとしやべる権利は誰にもないのだ。この言葉はわたしも含め、多くの人々の気を動転させてしまう。これは恐ろしい (schrecklich) ことだ。4万人の若者がわれわれの国から去っていくとき、そんなことを言うなんて、全く恐ろしい。」²⁾ C. ハイン (Christoph Hein) も「一滴の涙も流さない」というホーネッカー発言に憤りを覚え、市民に放棄される国に住むことは、「肉体的、精神的に病気にさせられる」と訴えた。市民運動「新フォーラム」(Neues Forum)の創設者の一人であるJ. ライヒ (Jens Reich) も、「駅の待合室」にいる状

況には耐えられないと嘆いている。ハーシュマンは、国に残っている人々のうちで「ロイヤリティー」の高いこうした良心的市民の存在が、SED 支配層のなかに内部分裂を引き起こし、市民の抗議行動を弾圧的に取り締まる決定（「中国的解決」）を放棄させた可能性を示唆する。

10月9日の「運命の日」に、ライプチヒの治安部隊を撤退させる決定を下したのは誰か。それは街頭にくりだした「民衆」の勝利であったのか。東ベルリン訪問中のゴルバチョフの命令であったのか。いずれにせよこの命令は党の重要ポストの人物でなければ下せない³⁾。流血の惨事を憂いて、指揮者のK.マズア (Kurt Masur) が、SED の3名の地区責任者、K.マイヤー (Kurt Meyer), R.ベッツェル (Roland Wötzel) およびJ.ポメルト (Jochen Pommert) 等の人々と連名で暴力的解決を回避するアppeールを出している。マズアの証言から、部隊撤退の命令を下したのはSED地区責任者H.ハッケンベルグ (Helmut Hackenberg) ではないかと見られている⁴⁾。ハッケンベルグは午後6時30分にベルリンと連絡をとり自らの決断について承認を求めたという。クレンツがこれに承諾を与えたのはやっと1時間後のことであった。同胞人の大量の祖国脱出に打ちのめされたのは、ウォルフを始めとする作家達だけでなく、SEDの一部の指導者もその例外ではなかったはずである。指導者のなかに、色を失って、もっと過激な弾圧に走ることなどとてもできないと考えたものが出てきてもなんの不思議もない。そうであるとするならば、SEDの政策決定の中央集中はこの時点で崩壊し内部分裂を起こしていたことになる。(ホーネッカー書記長の追放は10月17、18日の政治局会議であったが、彼の解任はもっと早くに、クレンツ、ミールケ (Mielke), G.シャボフスキ (Günter Schabowski) の間で決定されたという。クレンツとシャボフスキは10月半ばまでホーネッカー解任計画に没頭していたためライプチヒ、ドレスデンでの出来事に対応する余裕がなかったという⁵⁾。) ポラックによれば、東ドイツの全土で燎原の火のように市民・大衆の抗議デモが広がったのは「民衆の勝利」ではなく、SED政権の

トップの内部分裂が引き起こしたものだという⁶⁾。支配、命令系統がピラミッド型に確立された組織において、そのトップに分裂が起こったとき、構成員に対する抑圧と脅威に依拠して組み立てられたシステムは激しい動揺を来たさざるをえない。この状況は突如、内部の「告発」(デモ)によってあたかも社会を変えることができるかのような印象を市民・大衆に与えたというのだ。新指導部が、市民・大衆の抗議デモの弾圧に躊躇すれば、「告発」はますます拡大する。抗議デモが急激に拡大したことは、それまでの内部での不満の大きさを物語るものだろう。

これまで沈黙してこっそり「退出」していった市民・大衆の側にも個人の不満を集团的「告発」に転化させる状況が生まれていた。それは、国外脱出の希望をあまりに多くの人々が抱いていたことと、ハンガリー・オーストリア国境の開放により、国外脱出に多くの人が成功し、そのニュースがテレビ放映により大々的に全世界に伝えられたことのために、本来秘密裏に行なわれるべき「退出」が多くの国民の知るところとなってしまったためである。さらに、出国希望者が国境地帯や駅や大使館といった特定の場所に殺到したため、多くの人々がお互いを見渡して、自分の個人的不満が実は多数の人々の共通の不満であることを認識した。従って、この不満は集团的抗議へと容易に転化されたのである。「われわれ」は大勢なのであって、従って「われわれが国民だ」というスローガンが出てきたのではないか。

ハーシュマンは10月5日のドレスデン駅構内での暴動を例に上げて、個人的不満がいかに集团的抗議に転化したかを説明しているが、それは実に説得的である。ドレスデンの駅で「われわれは出ていきたい」という叫びがなぜ「われわれはここにとどまる」という叫びに転化したのだろうか。駅に集まった群衆は警察部隊によって排除されると知らされたとき、「出ていきたい」という個人の叫びは目的を同じくする集団の叫びとなった。このときしかし、群衆の中で出ていく意思のないものは「とどまる」と自分の立場を叫ばざるをえないだろう。つまり、最初、「とどまる」というスローガンはたいした

中身の無い、単なる、「出ていきたい」という叫びに対する、無意識の言い返しに過ぎなかった。「出ていきたい」と叫んだ者は自分の目的がはっきりしているが、そうした明白な目的の無い者は何を望んでいたのか。実は自分でもはっきりしなかったのだ。「とどまる」と叫んでしまった以上、彼らはそのもっともらしい大義名文を考えださねばならなかった。こうして「われわれはここにとどまる」というスローガンは紆余曲折をへて国内での変革を求めるメッセージに転化していった。このようにハーシュマンは主張する⁷⁾。「ここにとどまる」という叫びは意味が曖昧であるからこそ、多くの市民・大衆の願望を包摂できるスローガンに転化しえた。しかももし「退出」が可能であるにもかかわらず、「ここにとどまる」と叫ぶならば、それは支配者にとって恐ろしいスローガンになる。

SED 支配層の内部分裂により、これまで個人の行動を律してきた上からの圧迫が取り除かれたとき、迫害されることへの国民の不安も除かれた。デモ行進はお祭りとなし、家族総出で街頭にくり出したのである。「ビザなしでハワイまで」、「牛でもエゴン（ロバ Esel のゴロあわせ）でも民主主義の歩みを止めることは出来ない」、「バナナではなくていまはソーセージがほしい」。こうしたスローガンからは、市民・大衆が明白な要求を持っていたとはとても想像できない。ポラックも、長期に渡って沈黙を強いられてきた人々が、抗議することのできる大衆として自らの存在を示したかったのだと述べている⁸⁾。

1) A. O. Hirschman, *op.cit.*, p. 35.

2) *Ibid.*, pp. 35-36.

3) 笹本は前掲書において、ライブチヒ・ゲヴァントハウス管弦楽団のクルト・マズア楽長によるホーネッカーへの助言が「危険な計画」をやめさせた（笹本、前掲書、50頁）とみているが、マズアにそれだけの実力があつたとみるのは買いかぶりであろう。

4) D. Pollack, a.a.O., S. 303.

5) Der Spiegel, 23. 4. 1990.

- 6) D. Pollack, a.a.O., S. 303.
- 7) A. O. Hirschman, *op. cit.*, pp. 39-40. 「ここにとどまる」のスローガンは「出ていきたい」のスローガンに対する対抗スローガンではなく、次のようなエピソードから偶然に生じたという説がある。警察隊が投入される直前に、鉄道職員の一人（女性）が、駅構内に押しかけた群衆を解散させようとして、後々出国できることを約束して彼らを説得し立ち退かせようとした。そのとき、この口約束を信頼できなかった群衆が、その場からの立ち退きを拒否して、「われわれはここに残る」と叫んだ。つまり、「ここにとどまる」というのはそもそも国外脱出を要求するものであったが、後に「国内にとどまる」という意味あいにはすりかえられたというのである。 *Ibid.*, pp. 30-31.
- 8) D. Pollack, a.a.O., S. 304.

第5章 「ベルリンの壁」の崩壊からドイツ統一へ

「出ていきたい」と「ここにとどまる」という対立するスローガンは「われわれこそ国民だ」というスローガンに取って代えられる。このスローガンの意味も曖昧であるが、「われわれ」にアクセントが置かれたとき、それは国民の利害は党の利害に一致しているというSED政権の建前を拒否するものであった。これが「われわれはひとつの国民だ」のスローガンに変わったとき、東ドイツの消滅を市民・大衆が求めていることが明白になった。「退出」と「告発」のモデルは組織の回復メカニズムを発揮させるように経営者の努力を強制する仮説であるが、1989年の東ドイツにあって、「退出」と「告発」の同時発生は国家の回復メカニズムを引き起こすにはあまりに破壊的であった。在野勢力の中に回復の試みが欠如していたわけではない。9月11日に結成された反政府市民団体「新フォーラム」(Neues Forum) や、ヴォルフによって起草された11月26日の「われらの国家のために」(Für unser Land) 宣言はその試みであった。それらはなぜ挫折してしまったのか。

SED政権は改革方針を打ち出すことによって自らの政権基盤を維持しようとした。そのため民主化の公約を掲げるが、政権基盤そのものである憲法

改正に踏み込むことはなかった。秘密警察を統括する「国家保安省」(Staatssicherheitsdienst)の解体要求にも応じなかった。他方、市民・大衆の抗議運動を懐柔するためにSEDが応じた改革のための譲歩は彼らを納得させることができなかった。むしろそれは逆効果となった。というのはSEDは改革への熱意を示すために以前は拒否していた市民・大衆の要求を次々と承認していったのだが、それは多くの市民によって自分達の交渉力の強さの証明であると受け取られ、ますます新たな要求を突き付けることになったからである。いまや力関係は市民・大衆の側に決定的に傾いていた。SED政権と市民・大衆の力関係が従来まったく一方向的であったため、その反動は激しいものであった。このまま民主化改革の発展に遅れを取り続ければSEDの政権基盤が失われてしまうことに危機感を抱いて、SEDは機先を制して「ベルリンの壁」を開放してしまうことになった。SEDにとっては、「ベルリンの壁」開放が意味する深刻さを冷静に考えることよりも、失われたその信頼性を回復するために、自らがいかに熱心に改革に取り組んでいるかをアピールすることの方が重要であった。この成果は当然強烈であった。改革運動においてSED政権と競合していた「新フォーラム」はいっぺんに影の薄い存在となってしまった。群衆が開放された壁によじのぼり、涙を流して誰かれとなく抱き合っている一方で、「新フォーラム」の指導者は「ベルリンの壁」の開放はあまりに性急な措置であり、東ドイツを西側に身売りするものだとして非難した。諸外国は、この措置が反体制派の改革運動の勝利であると誤って理解した。反体制派の改革運動「新フォーラム」の指導的人物であったB. ボーレイ (Bärbel Bohley) は「人々は気が狂い、政府は正気を失った」と嘆いた¹⁾。ヴォルフの「われらの国家のために」宣言も社会主義的、人道主義的国家を基礎にした改革提案であった。どちらも市民・大衆の心理に無知であった。なんのことはない。国の指導者と市民・大衆が乖離していたこれまでの状況が、「新フォーラム」その他の改革派と市民・大衆の間でも繰り返されたのだ。11月9日以降、「新フォーラム」へ

の市民・大衆の支持は急速に失われた。

SED 政権による「ベルリンの壁」開放の決定は、結局この政権そのものを消滅させてしまう。東ドイツの市民・大衆は「ベルリンの壁」の開放を通じて西側との経済的格差にがく然とする。彼らは社会主義体制が経済的豊かさをもたらすのに有効でないことを思い知らされた。壁の開放と同時に SED 政権によって国民に対し、「自由選挙」が約束された。（これは、12月7日に、SED が在野勢力との間で開催した円卓会議での合意事項であった。）西側との経済競争で社会主義の非有効性を確信した市民・大衆に自由に投票する権利を与えることは、SED の自殺行為である。SED は選挙戦において新たに台頭する気配のあったナショナリズム、ネオ・ファシズム、極右勢力の排除を主張して支持を取り付けようとしたが、市民・大衆には SED の説く、右翼勢力台頭の吹聴は、かれらの自己弁護の手段としてしか映らなかった。1月8日のライブチッヒでの月曜デモは SED に反対する一大抗議行動となった。「SED よ、おまえが去らなければ、われわれが去る」というプラカードは政権党と市民・大衆との力関係の決定的転換を如実に示すものである。壁の開放によって政権党は市民・大衆に「退出」の道を常に用意することになった。従って政権を維持するためには SED はこれまでと違って市民・大衆の要望に反しない形で自己の政策を決定せざるをえなくなった。これはドイツ統一の承認を意味した。

1) D. Pollack, a.a.O., S. 305.

終章

本稿では、1989年の「ベルリンの壁」開放に至る過程で、集团的「告発」がいかに個人的な「退出」によって増幅、拡大されたかを中心に検討してみた。本来構成員が組織から「退出」して行けば、組織の経営者はその欠陥の改善を促される。東ドイツにおいては、SED 政権の指導部がこの「退出」

に「一滴の涙も流さず」平然と傍観するままであった。この政権は40年のDDRの歴史の中で、とぎれることなく続いた「退出」に慣れきってしまい、欠陥の改善を促すフィード・バック効果を受けつけなかったのである。しかし大量の仲間の国外脱出を前にして、組織内のロイヤルティーの高い構成員が「告発」の声をあげざるをえなくなり、そのことが政権の中枢部の内部分裂を招いたと考えるならば、やはりフィード・バック効果が働いたのである。権力の真空状況は群衆に「告発」行動に踏み切る勇気を与えた。40年「沈黙」を強いられた群衆の「告発」は急速にDDRの全土に広まり、自由選挙（「告発」）と旅行の自由（「退出」）の両方を要求して、これを獲得した。SED政権は改革派の対抗勢力に先んじてこの二つを群衆に与えたが、それが自らの命運を決定してしまった。「ベルリンの壁」建設以来、長期に渡って「退出」と「告発」の両方を抑えつけてきたツケを国家の消滅という形で支払わされたのである。

Obrigkeit に媚びて、公的な「告発」から逃避し、個人的な「内省」(Innerlichkeit) に心の拠り所を求める、ルター以来のドイツ人の伝統的性向は、確かに1989年のDDRの変革過程では打破されたといえるかもしれない。しかしそのことは本稿でみたように種々の条件の中で生じたのであって、これを民主主義を求めた「東ドイツ革命」とみなすことはできないだろう。「ロマン主義的」な体制改革の萌芽がアッという間に、群衆の経済的豊かさへの欲求に押し流されてしまったことがこれを証明している。